

費用の支払い

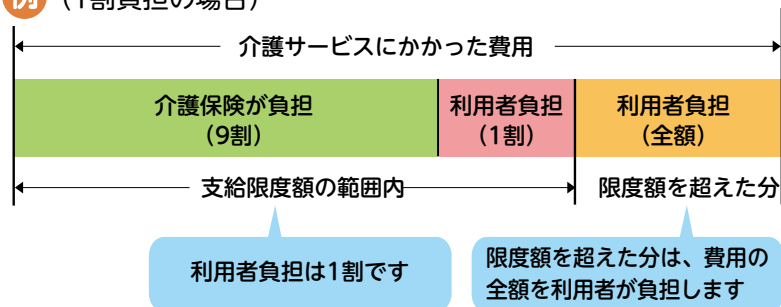
介護サービスは、 実際にかかる費用の 一部の負担で利用できます

介護サービスは実際にかかる費用の1割（平成27年8月から一定以上所得者※は2割）の利用者負担でサービスを利用でき、残りは介護保険が負担します。ただし、介護保険の負担には上限額（支給限度額）が決められていて、それを超えるサービスを利用した場合は、超えた分は全額が利用者負担になります。

※一定以上所得者

本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身280万円以上、2人以上世帯346万円以上の方。

例（1割負担の場合）



1か月の支給限度額

要介護状態区分	支給限度額
要支援 1	50,030円
要支援 2	104,730円
要介護 1	166,920円
要介護 2	196,160円
要介護 3	269,310円
要介護 4	308,060円
要介護 5	360,650円

●利用者負担が高額になったとき

介護保険のみ高額になったとき

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担を合算（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合算）して、上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護（予防）サービス費」として後から支給されます。

※現役並み所得者

同一世帯に住民税課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、収入が単身383万円以上、2人以上520万円以上の方

平成27年8月から「現役並み所得者」の区分が新たに設けられました。

利用者負担段階区分	上限額（月額）
●現役並み所得者※【平成27年8月新設】	世帯 44,400円
●一般世帯	世帯 37,200円
●住民税世帯非課税	世帯 24,600円
●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の方 ●老齢福祉年金の受給者	個人 15,000円
●生活保護の受給者	個人 15,000円
●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	世帯 15,000円

介護保険と医療保険の両方が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の負担額（介護保険、医療保険それぞれの限度額を適用後の負担額）を年間（8月～翌年7月）で合算し高額になったときは、限度額を超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」があります。支給対象となる方は加入している医療保険の窓口申請してください（本文P19でくわしく説明しています）。

平成27年8月から70歳未満の方の限度額が変わりました。